



甲府市

◆対象者

本市居住者で学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学等(県外)に定期券を利用して通学される方であって、メールマガジン(ユースバンクやまなし)に登録し、アンケート調査に回答いただける方等

◆補助率(額)

月額上限1万円(定期券購入費の2分の1の額と上限額とを比較し、いずれか低い額)

※千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨て

◆補助期間

大学等に在籍している期間(大学院等が定める修業年限を超えないこと)

◆問い合わせ先

甲府市 交通政策課 055-237-5109

<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/chiiakisinko/enkyori/tuukinhoyoseido.html>

富士吉田市

◆対象者

市内居住者で、平成29年4月1日以降、住所地の最寄りの鉄道駅から県外の大学等へ、鉄道で通学定期券を利用して通学を始めた方

◆補助率(額)

通学定期券購入費の1/2(上限 月1万円)

◆補助期間

平成31年4月1日から令和5年3月31日まで

※大学等が定める修業年限以内

◆問い合わせ先

富士吉田市 ふるさと創生室 ふるさと魅力推進課

0555-22-1111

<https://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/Info/2956>

都留市

◆対象者

市内居住者で、平成29年4月1日以降自宅を起点として大学等の最寄駅まで片道75km以上の距離を、定期乗車券を利用して学校教育法に定める山梨県外の大学等へ通学する学生

◆補助率(額)

・月1万円を上限

・富士急行線を利用をする場合は月5千円まで加算

◆補助期間

令和7年3月31日まで

◆問い合わせ先

都留市 企画課 政策推進担当 0554-43-1111

https://www.city.tsuru.yamanashi.jp/soshiki/kikaku/seisaku_t/2_1/shien/10846.html

山梨市

◆対象者

市内居住者で、平成29年4月1日以降、市内から県外の大学等へ鉄道で定期券を利用して通学する方(回数券は対象外)

◆補助率(額)

通学定期券購入費の1/2(上限 月2万円)

◆補助期間

令和7年3月31日まで

※通学する大学等を卒業するまでの期間

◆問い合わせ先

山梨市 総合政策課 0553-22-1111(代) 内線2426

<https://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/soshiki/2/10128.html>

韮崎市

◆対象者

市内居住者で、平成30年4月1日以降に、最寄りの鉄道駅から県外の大学等へ鉄道で通学定期券を利用して通学を始めた方

※「ユースバンクやまなし」への登録とアンケートの回答が必要

◆補助率(額)

通学定期券購入費の1/2(上限 月1万円)

◆補助期間

令和7年3月31日まで

※在学する大学等が定める修業年限以内

◆問い合わせ先

韮崎市 デジタル戦略課 0551-22-1111

<https://www.city.nirasaki.lg.jp/soshikiichiran/digitalsenryakuka/jinkotaisakutanto/1/2050.html>

北杜市

◆対象者

市内居住者で、住所地の最寄りの鉄道駅から県外の大学等へ鉄道で通学定期券を利用して通学する方

◆補助率(額)

通学定期券購入費の1/2(上限 月1万円)

◆補助期間

令和7年3月31日まで

※在学する大学等が定める修業年限以内

◆問い合わせ先

北杜市 企画部企画課 0551-42-1321

<http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/docs/6043.html>



甲斐市

◆対象者

市内居住者で、平成29年4月1日以降、市内から県外の大学等へ、鉄道で定期券を利用して通学される方
※「ユースバンクやまなし」への登録とアンケートの

回答が必要

◆補助率（額）

通学定期券購入費の1/2（上限 月1万円）

◆補助期間

令和7年3月31日まで

※在学する大学等が定める修業年限以内

※詳細は問い合わせください

◆問い合わせ先

甲斐市 経営戦略課 055-278-1678

https://www.city.kai.yamanashi.jp/kurashi_tetsuduki/kotsu/3855.html

笛吹市

◆対象者

市内居住者で、市内から県外の大学などへ鉄道で定期券を利用して通学する方

◆補助率（額）

住所地の最寄り駅が発着となっている通学定期券購入費の1/2（上限 月1万円）

◆補助期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

※在学する大学等が定める修業年限以内

◆問い合わせ先

笛吹市 企画課 055-261-2032

<https://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/kikaku/kurashi/doro/enkyoritsugaku.html>

甲州市

◆対象者

市内居住者で、平成29年4月1日以降、市内から県外の大学等へ、鉄道で通学定期券を利用して通学される方であって、メールマガジン（ユースバンクやまなし）に登録し、アンケート調査に回答いただける方 等

◆補助率（額）

通学定期券購入費の1/2（上限 月1万円）

◆補助期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※大学等が定める修業年限が到来したときは終了

◆問い合わせ先

甲州市 政策秘書課 0553-32-5037

<https://www.city.koshu.yamanashi.jp/docs/202403250022/>

中央市

◆対象者

市に居住し、県内の駅から県外の大学等（大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校・予備校）に、通学定期券を購入し鉄道で通学している方

◆補助率（額）

1月あたり2万円を基準額とし、購入した通学定期券の月数を乗じた額と購入金額のいずれか少ない額

◆補助期間

令和4年10月1日から令和7年3月31日まで

◆問い合わせ先

中央市 未来戦略部政策秘書課 055-274-8512

<https://www.city.chuo.yamanashi.jp/soshiki/seisaku/seisenryaku/ijyuteijyu/ijyutaijyuhogyokin/10851.html>

昭和町

◆対象者

町内居住者で、令和2年4月1日以降、町内から県外の大学等へ、鉄道で通学定期券を利用して通学する方

◆補助率（額）

通学定期券購入費の1/2（上限 月1万円）

◆補助期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

※大学等が定める修業年限以内

◆問い合わせ先

昭和町 企画財政課 055-275-8154

<https://www.town.showa.yamanashi.jp/soshiki/4/1825.html>

西桂町

◆対象者

町内居住者で、住所地の最寄りの鉄道駅から県外の大学等へ鉄道で通学定期券を利用して通学する方

◆補助率（額）

通学定期券購入費の1/2（上限 月1万円）

◆補助期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※大学等が定める修業年限が到来したときは終了

◆問い合わせ先

西桂町 総務課 0555-25-2121

<https://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp/info/625>